

# 鹿児島県障害者情報バリアフリー化支援事業補助金

障害者の情報バリアフリー化を推進するため、パソコンの使用のために周辺機器等の購入が必要な重度の障害者に対し予算の範囲内で補助金を交付します。

<補助対象経費及び補助金額>

補助対象経費	補助金額
~ 全てに該当する者が、パソコン操作のために必要な周辺機器等の購入に要する経費 鹿児島県内居住者で、パソコンの使用により、社会参加が見込まれる者。 視覚障害2級以上又は上肢不自由2級以上の身体障害者手帳所持者。 前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者。 原則として過去に本事業の助成を受けていない者。	周辺機器等の購入に要した費用の3分の2以内とする。 ただし、10万円を上限とする。

問合せ 県庁障害福祉課身体障害者係電話 099-286-2746

鶴田町役場住民課福祉係電話 59-3111

## 身体障害者介護教室開催のお知らせ

～お気軽にご参加ください～

市町村障害者生活支援事業（大口市、菱刈町、薩摩町、鶴田町）では、在宅の身体障害者及びその家族の方々の自立生活を支援する目的から介護教室を開催いたします。

日 時 平成14年9月4日（水）

14：00～16：00

場 所 薩摩町農村環境改善センター中央公民館

薩摩町求名 12753 3

内 容 理学療法士による在宅リハビリについての講演、介護技術についての実技演習

福祉用具の展示

障害に関する様々な相談

参加者 在宅の身体障害者及び家族（一般

参加自由）

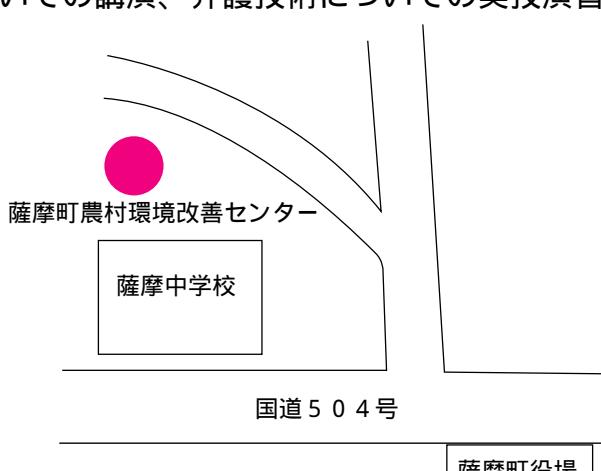
問合せ 鶴田町役場住民課福祉係

電話 59-3111（内線127）

又は

障害者生活支援センター星空の里

電話 09952-4-2511



町では、町民が明るく健康で生きいきとした生活が送れるように、様々な福祉サービスを行なっています。今回は、児童扶養手当・特別児童扶養手当制度・ひとり親家庭医療費助成制度についてお知らせします。

### 児童扶養手当 特別児童扶養手当制度

児童扶養手当制度とは、父母の離婚などによって父親と生活を共にしていない児童や、父親が重度の障害の状態にある児童を監護している母親、または母親に代わってその児童を養育している人に手当を支給する制度です。ただし、公的年金（老齢福祉年金を除く）を受給中の方、児童が福祉施設などに入所中の場合や、所得が一定額以上の場合には、支給されません。なお、支給要件に該当した日から5年を過ぎた場合には請求ができなくなります。支給額については、今年8月から、全部支給と一部支給の所得の限度額が変わり次のように改正されます。

また特別児童扶養手当制度とは、身体や精神に障害のある20歳未満の児童を監護している父母、または父母の代わりにその児童を養育している人に手当を支給する制度です。

問い合わせ 住民課福祉係 59-3111

#### 児童扶養手当

全部支給額（月額）	
児童1人	42,370円
児童2人	47,370円
児童3人以上	1人当たり3,000円の加算額

#### 一部支給額

所得に応じて月額42,360円から10,000円まで10円きざみの額です。具体的には、次の算式により計算します。

$$\text{手当額} = 42,360 \text{ 円} - (\text{受給者の所得額} - \text{所得制限限度額}) \times 0.0187052$$

#### 特別児童扶養手当

全部支給額（月額）	
1級該当児童	51,550円
2級該当児童	34,330円

### ひとり親家庭医療費助成制度

母子・父子世帯及び父母のいない児童に医療費を助成する制度です。ただし、所得制限があります。

問い合わせ 住民課福祉係 59-3111